

平成14年3月29日  
企業会計基準委員会

「実務対応報告第2号  
退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上  
の取扱い」の公表

**公表にあたって**

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の制定を受け、平成14年1月31日に企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」を公表致しました。その後、質問の多い点を中心に実務上の取扱いについて検討してまいりましたが、平成14年3月27日の第12回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）を承認しましたので、公表致します。

本実務対応報告につきましては、平成14年2月28日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において、寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

## 本実務対応報告の概要

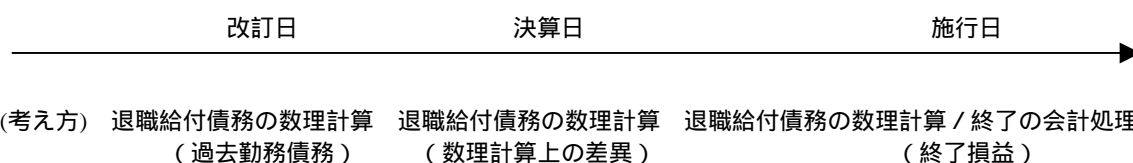
### 退職給付制度の終了の時点（Q1～Q3）

- 退職給付制度の廃止の場合（全部終了） 退職給付制度の廃止日
- 退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合（一部終了） 改訂規程等の施行日

ただし、廃止日又は施行日が翌期となる場合であっても、規程等の改訂日が当期中であり、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該終了損失の額を当期の退職給付費用として計上し退職給付引当金を増加させる処理を行う必要がある。

施行日が翌期首である場合には、上記のただし書きに従って当該終了損失の額を当期に処理したときを除き、退職給付制度の終了の会計処理が翌期の財務諸表に与える影響額を、当期の財務諸表に注記することが必要である。

【参考：改訂日、決算日及び施行日における退職給付債務の数理計算】



退職給付制度の一部終了の規程等の改訂とともに、退職給付水準を変更する規程等の改訂も明示的に行われた場合には、その改訂内容に基づく過去勤務債務は改訂日現在で算定され、また、決算日現在では退職給付債務の数理計算が行われる。

### 「併せ給付」及び退職一時金制度を廃止するが退職金を分割支払する場合の会計処理（Q4）

- 「併せ給付」については、退職給付制度の終了の処理を行わず、引き続き退職給付引当金として取り扱う。
- 退職一時金制度を廃止し退職金の支払を分割して行う場合には、退職給付制度の終了の会計処理を行うこととなる。ただし、退職一時金制度を廃止するとはいっても過去勤務に係る部分を依然として退職時に支払うこととしているときには、退職給付制度の終了の処理を行わず、引き続き退職給付引当金として取り扱う。

### 閉鎖型年金に移行する場合の会計処理（Q5）

- 契約内容等により事業主が追加拠出を行う必要がほとんどないと認められた場合には、当該移行の施行日に退職給付制度の終了の会計処理を行い、それ以外の場合には、退職給付制度の終了の会計処理を行わない。

#### **退職給付債務の増額又は減額の測定時点（Q6）**

- 退職給付制度間の移行による退職給付債務の増額又は減額の場合も、過去勤務債務であるから、規程等の改訂日現在で測定される。

#### **確定拠出年金制度における会計処理（Q7）**

- 要拠出額をもって退職給付費用とし、退職給付費用の内訳のその他として注記する。

#### **経過措置適用による退職給付引当金残高の借方残高の会計処理（Q8）**

- 未払金に計上した分割拠出の額と相殺表示することなく、前払年金費用として資産に計上する。

以 上